

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE SWISS CONFEDERATION ON SOCIAL SECURITY

スイスで就労する被用者／自営業者のための日本国公的年金及び医療保険各法の適用に関する証明書

Certificate of continuing coverage under legislation concerning the Japanese public pension and health insurance systems for people working in Switzerland

- ・ 協定第 7 条, 8 条, 9 条 2, 又は 10 条 / Article 7, 8, 9.2, or 10 of the Agreement
- ・ 行政取決め第 3 条 / Article 3 of the Administrative Arrangement

1	<input type="checkbox"/> 被用者/Employee	<input type="checkbox"/> 自営業者/Self-employed person
氏/Last Name		
名/First Name		
生年月日/ Date of birth		
年/Y 月/M 日/D		
(ローマ字/Roman letters)		
日本国における住所/Permanent Japan address		
基礎年金番号/Basic Pension Number		

2	日本国における事業所 /Place of work in Japan
事業所名/ Name of company	
所在地/ Address	

3	スイスにおける事業所 / Place of work in Switzerland
事業所名/ Name of company	
所在地/ Address	

4	証明/Certification
上記 1 にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金及び医療保険制度（協定 2 条 2）について法の適用を受ける。／ The worker named in 1 is covered by the legislation concerning the Japanese public pension and health insurance systems (Article 2.2 of the Agreement), in accordance with the following Article of the Agreement.	
該当条文 / Article	
期間 / The period	
年/Y 月/M 日/D ~ 年/Y 月/M 日/D	

5	連絡機関/Liaison agency
名称/ Name	印/Stamp
所在地/ Address	
年月日/ Date	年/Y 月/M 日/D

(注 意 事 項)

1. この証明書は、あなたが日本の公的年金制度及び公的医療保険制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、証明期間中、協定に規定されるスイスの社会保障制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
2. 派遣先のスイスの事業所へ証明書の写しを提出してください。スイスの当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
3. この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
4. この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となる場合は、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等にご相談ください。

見 本